

千歳市かわまちづくり検討会設置要綱

令和5年11月28日市長決裁

(目的及び設置)

第1条 河川空間とまちの空間が融合した魅力ある地域の創出にあたり、地域の資源である千歳川の利活用について必要な整備内容等を検討し、「千歳市かわまちづくり計画」を策定することを目的に「千歳市かわまちづくり検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、千歳市かわまちづくり計画に関する事項について検討及び協議し、計画案を取りまとめることとする。

(検討範囲)

第3条 検討範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 国道36号千歳橋から道の駅までの区間における千歳川の河川区域及びその周辺の区域
- (2) 検討範囲については必要に応じて変更することができることとする。

(組織)

第4条 検討会は、委員10人程度をもって組織する。

2 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等が推薦した者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、検討会に委員のほか、専門的な助言を受けるためアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、依頼の日から千歳市かわまちづくり計画の策定及び国土交通省のかわまちづくり支援制度登録までとする。

ただし、市長が必要と認めたときは、任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、千歳市建設部事業庶務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めていない事項や検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。